

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般事項	
				5.1	5.1 一般 単電池及び組電池を、意図する使用及び合理的に予見可能な誤使用の双方の場合に安全であるように設計し、製造しなければならない。	
				5.4	5.4 温度、電圧及び電流の管理 組電池は、異常な温度上昇が発生しないように設計しなければならない。また、組電池は、単電池製造業者が指定する温度、電圧及び電流の限界レベルに制限する対策を備えなければならない。	
				5.6 5.6.2	5.6 組電池への単電池組込み 5.6.2 設計上の留意事項 組電池を構成する各単電池又は各電池ブロックの電圧は、規定する上限充電電圧を超えてはならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般事項	
				5.2	5.2 絶縁及び配線 内部接続の機械的強度は、意図する使用に対して対応できなければならない。	
				5.3	5.3 弁作動 外側容器の内部において単電池が支持材で固定されている場合、支持材の種類及び支持の方法は、組電池が通常の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条7 7.3 7.3.8.D 箇条10	作動において過熱を引き起こすものであってはならず、また、圧力低下を妨害するものであってはならない。 箇条7 要求事項及び試験 7.3 合理的に予見可能な誤使用 7.3.8.D 過充電保護（組電池） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックの充電電圧は、パラメータ測定許容差にかかわらず、規定の上限充電電圧を超えてはならない。 箇条10 包装及び輸送 コイン形電池及び小型組電池の包装は、図3の飲込み判定ゲージ内に収まるものであってはならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.1 5.3	箇条5 安全性に関する一般事項 5.1 一般 単電池又は組電池は、合理的に予見可能な誤使用によって機能を失ってもよいが、重大なハザードを生じてはならない。また、単電池又は組電池の意図する使用においては、安全で、かつ、あらゆる機能を継続しなければならぬ。 5.3 弁作動 組電池の容器及び単電池は、内部圧力を低下させる機構を設けるか、又は開裂、破裂若しくは発火を予防するため	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				5.6 5.6.1 附属書A A.3.2.2	<p>に設けた内部圧力の数値若しくは割合に至ったときに、過剰な内部圧力を低下させるように設計しなければならない。</p> <p>5.6 組電池への単電池組込み</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>組電池は電流、電圧、温度及びその他の安全要求に対するパラメーターに対して、独立した制御保護機能をもち、単電池を作動領域内に維持しなければならない。</p> <p>直列接続された単電池の一部を選択的に放電するように設計された組電池は、単電池製造業者によって指定された範囲以外での単電池の作動を防ぐために、保護回路を組み込まなければならない。</p> <p>附属書A 安全に使用するためのリチウム二次単電池の充放電域</p> <p>A.3.2.2 安全に関する説明</p> <p>充電器による充電制御故障を想定し、適切な保護装置を備えなければならない。</p>	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.4	箇条5 安全性に関する一般事項 5.4 温度、電圧及び電流の管理 単電池製造業者は、組電池製造業者に温度、電圧及び電流の制限値の情報を提供しなければならない。組電池製造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		<p>箇条8</p> <p>8.1</p> <p>8.2</p> <p>箇条9</p> <p>9.1及び9.2</p> <p>9.3</p>	<p>業者は、機器製造業者に温度、電圧及び電流の制限値の情報を提供しなければならない。</p> <p>箇条8 安全に関する情報</p> <p>8.1 一般</p> <p>単電池製造業者は、製品の電流、電圧及び温度限界に関する情報を提供しなければならない。組電池製造業者は、機器製造業者及び使用者に直接に販売する場合には、使用者に、ハザードを最低限度に抑えて緩和する情報を提供しなければならない。</p> <p>8.2 小型単電池及び小型組電池の安全に関する情報</p> <p>小型単電池及び小型組電池は、誤飲の危険に関する情報とともに提供しなければならない。</p> <p>箇条9 表示</p> <p>9.1及び9.2 単電池及び組電池の表示は、コイン形電池を除き、JIS C 8711の細分箇条5.2（表示）にしたがって、電池の名称、極性、製造年月、定格容量、公称電圧等を表示しなければならない。表示に対応するには外表面積が小さすぎるコイン形電池は、呼び方及び極性を表示しなければならない。</p> <p>9.3 小型単電池及び小型組電池の誤飲に関する注意</p> <p>規定の小型単電池及び小型組電池は、誤飲の危険に関する</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				9.4	<p>る情報とともに提供しなければならない。</p> <p>9.4 その他の情報</p> <p>組電池製造業者は、次に示す情報を組電池に表示するか、又は機器製造業者に提供しなければならない。</p> <p>－保管及び廃棄に関する指示</p> <p>－推奨する充電方法に関する指示</p>	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.5	箇条5 安全性に関する一般事項 5.5 端子接続部 外部の端子接続面は、良好な機械的強度及び耐腐食性を備えた導電材料によって構成しなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.2 7.2.2 7.2.2A	箇条7 要求事項及び試験 7.2 意図する使用 7.2.2 高温下での組電池容器の変形（組電池） 高温で使用したとき、組電池の内容物は露出してはならない。 7.2.2A 温度サイクル 単電池及び組電池の温度サイクル試験において、高温及び低温の環境に繰り返し置いても、発火、破裂又は漏液を引き起こしてはならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.2	箇条5 安全性に関する一般事項 5.2 絶縁及び配線	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	材料の使用	性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。		5.5 箇条7 7.2	内部配線及び絶縁は、予想される最大の電流、電圧及び温度に関する要求事項に耐えなければならない。 5.5 端子接続部 端子接続部は、接続部で予想される最大電流を確実に流すことができる寸法及び形状でなければならない。外部の端子接続面は、良好な機械的強度及び耐腐食性を備えた導電材料によって構成する。端子接続部は、短絡のリスクが最小限となるように配置しなければならない。 箇条7 要求事項及び試験 7.2 意図する使用 組電池に高温下での組電池容器の変形試験を行ったとき、発火を引き起こしてはならない。	
第七 条 第1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条5 5.1	箇条5 安全性に関する一般事項 5.1 一般 単電池及び組電池を、意図する使用及び合理的に予見可能な誤使用の双方の場合に安全であるように設計し、製造しなければならない。	
第七 条 第2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条5 5.1	箇条5 安全性に関する一般事項 5.1 一般 単電池及び組電池を、意図する使用及び合理的に予見可	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					能な誤使用の双方の場合に安全であるように設計し、製造しなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.2	箇条5 安全性に関する一般事項 5.2 絶縁及び配線 正極端子と組電池外部に露出した金属表面（電氣的接触面を除く。）との間の絶縁抵抗は、直流500Vを60秒間印加後に5MΩ以上とする。 内部配線及び絶縁は、予想される最大の電流、電圧及び温度に関する要求事項に耐えなければならない。配線は、導電部の間に適切な空間距離と沿面距離とを保たなければならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.4 箇条7 7.2	箇条5 安全性に関する一般事項 5.4 温度、電圧及び電流の管理 組電池は、異常な温度上昇が発生しないように設計しなければならない。 箇条7 要求事項及び試験 7.2 意図する使用 単電池又は組電池に次の試験を行ったとき、発火を引き起こしてはならない。 ー連続定電圧充電試験（単電池） ー温度サイクル試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.3	7.3 合理的に予見可能な誤使用 単電池又は組電池に次の試験を行ったとき、発火を引き起こしてはならない。 －自然落下試験 －加熱試験（単電池） －圧壊試験（単電池） －過充電試験（組電池） －強制放電試験（単電池） －強制内部短絡試験（単電池） 等	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条5 5.4	箇条5 安全性に関する一般事項 5.4 温度、電圧及び電流の管理 組電池は、異常な温度上昇が発生しないように設計しなければならない。	
第十一條 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条5 5.6.3.A	箇条5 安全性に関する一般事項 5.6.3.A 鋭利な角による危害の防止 単電池及び組電池には、機能上必要でない限り、意図する使用の際に危害を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。該当する角が単電池及び組電池の容器、接続部などの機能上必要である場合、使用者（消費者）が触れることがないように構造上の保護措置	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条7 7.2 7.3	を講じなければならない。 箇条7 要求事項及び試験 7.2 意図する使用 単電池又は組電池に次の試験を行ったとき、破裂を引き起こしてはならない。 ー連続定電圧充電試験（単電池） ー温度サイクル試験 7.3 合理的に予見可能な誤使用 単電池又は組電池に次の試験を行ったとき、破裂を引き起こしてはならない。 ー自然落下試験 ー加熱試験（単電池） ー圧壊試験（単電池） ー振動試験（組電池） ー衝撃試験（組電池） ー低圧試験（単電池） 等	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるもの	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.2 5.5	箇条5 安全性に関する一般事項 5.2 絶縁及び配線 内部接続の機械的強度は、意図する使用に対して対応できなければならない。 5.5 端子接続部	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		とする。		箇条7 7.3 7.3.8C	外部の端子接続面は、良好な機械的強度及び耐腐食性を備えた導電材料によって構成しなければならない。 箇条7 要求事項及び試験 7.3 合理的に予見可能な誤使用 単電池又は組電池に次の試験を行ったとき、発火、破裂又は漏液を引き起こしてはならない。 ー自然落下試験 ー圧壊試験（単電池） ー振動試験（組電池） ー衝撃試験（組電池） ー低圧試験（単電池） 7.3.8C 機器に装着した組電池の落下（組電池） 組電池を想定する機器の最大本体質量に相当する負荷に装着した状態で、落下又は衝撃が加わった場合、組電池の内部において外部短絡を生じることなく、かつ、組電池内の単電池において内部短絡を生じてはならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.1	箇条5 安全性に関する一般事項 5.1 一般 単電池又は組電池は、合理的に予見可能な誤使用によって、以下の潜在的なハザードを生じてはならない。 ー漏液	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条7 7.2 7.3	ー内容物が露出するような組電池容器の開裂 箇条7 要求事項及び試験 7.2 意図する使用 単電池又は組電池に次の試験を行ったとき、漏液を引き起こしてはならない。 ー連続定電圧充電試験（単電池） ー温度サイクル試験 7.3 合理的に予見可能な誤使用 単電池又は組電池に次の試験を行ったとき、漏液を引き起こしてはならない。 ー振動試験（組電池） ー衝撃試験（組電池） ー低圧試験（単電池）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生しないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.1 箇条7 7.2 7.2.1	箇条5 安全性に関する一般事項 5.1 一般 単電池及び組電池を、意図する使用及び合理的に予見可能な誤使用の双方の場合に安全であるように設計し、製造しなければならない。 箇条7 要求事項及び試験 7.2 意図する使用 7.2.1 連続定電圧充電（単電池） 連続定電圧充電で、発火、破裂又は漏液を引き起こしてはならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	蓄電池には、始動、再始動及び停止させる機能はなく、不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	蓄電池には、始動、再始動及び

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る危害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。				停止させる機能はなく、不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	蓄電池には、始動、再始動及び停止させる機能はなく、不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.5 箇条7	箇条5 安全性に関する一般事項 5.5 端子接続部 端子接続部は、接続部で予想される最大電流を確実に流すことができる寸法及び形状でなければならない。 箇条7 要求事項及び試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		7.3 7.3.8D	7.3 合理的に予見可能な誤使用 7.3.8D 過充電保護（組電池） 組電池内の単電池又は単電池を並列に接続した電池ブロックの充電電圧は、パラメータ測定許容差にかかわらず、規定の上限充電電圧を超えてはならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作が生じる要素はないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、機能障害を及ぼす雑音を発生する要素はないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示さ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.1	箇条9 表示 9.1 単電池の表示 単電池の表示は、コイン形電池を除き、JIS C 8711 による。（JISC8711:2019 箇条5.2表示において、容易に消えな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		れるものとする。		9.2 9.3	い方法での表示が規定されている。) 9.2 組電池の表示 端子の極性を、組電池外部表面に明瞭に表示しなければならない。 9.3 小型単電池及び小型組電池の誤飲に関する注意 小型単電池及び小型組電池が、最終消費者に交換可能な用途の直接販売を意図する場合は、誤飲に関する注意を、小型単電池及び小型組電池の包装に記載しなければならない。	
第二十 条第1号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62133-2:2020

規格名：ポータブル機器用二次電池の安全性－第2部：リチウム二次電池

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—